

プロポーザル誓約書

令和 年 月 日

三島市長 あて

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申出者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

次の業務に係るプロポーザルの参加に際して、下記の事項を誓約します。

また、本誓約書に係るプロポーザルの確認について、三島市子ども・健幸まちづくり部健康づくり課の職員が必要な調査確認することを承諾します。

なお、下記の事項について、事実と異なった場合には本業務プロポーザルの参加資格を失うことに異議はありません。

記

1 業務名称

アーバンスポーツ等の体験を通じた運動習慣化事業業務委託

2 誓約事項

- (1) 事務所所在地など、申請内容に変更が生じた場合、速やかに三島市子ども・健幸まちづくり部健康づくり課に報告します。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に規定する更生手続開始の申立てがあった者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。

- (4) 提案募集に係る公表の日から契約候補者の選定の日までの期間に、三島市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成4年三島市告示第127号）第2条第1項に規定する入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキに該当しないこと。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - ② 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ③ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - ⑤ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 業務委託決定後は、三島市こども・健幸まちづくり部健康づくり課と十分に調整を図るとともに、誠意をもって必ずこれを履行します。